

月間です～



日常にひそむ消費者トラブル

平成26年度 市に寄せられたトラブル

上位5位

1. インターネット回線・プロバイダ
2. 不当・架空請求
3. ソーラーシステム・電気温水器
4. 健康食品・健康機器
5. フリーローン・サラ金



地域みんなで助け合い“騙されない”
住みよい多久市に
しましょう！



消費者月間とは？

国民の消費生活の安定と向上を目的とした「消費生活保護法（現：消費者基本法）」が昭和43年5月30日に施行されたことを受け、国は5月を「消費者月間」と定めました。

平成27年度 統一テーマ

みんなのでつくるろう！
消費者が主役の社会！！

「これ、自分かも…」心当たりありませんか？

次の6つの項目は消費者トラブルに巻き込まれやすい人の特徴です。

「無料・プレゼント」という言葉に弱い



何でも律儀に
対応してしまう



考えるよりも先に
行動する方だ



目先のことに集中すると
周りが見えなくなる



向上心やチャレンジ精神が
強い



強くでられると
自分の意思が言えなくなる

